

令和 6 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 82 号議案～第 87 号議案

令和 6 年 11 月 27 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 82 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号)	別 冊
第 83 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 1 号)	"
第 84 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 2 号)	"
第 85 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 2 号)	"
第 86 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)	"
第 87 号 議 案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	1

第 87 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 11 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 1 号中「多目的屋内施設及び」を削り、「舞鶴文化公園体育館」の右に「及び多目的屋内施設」を加える。

第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、赤れんがパーク駐車場に係る利用料金は、自動車を退場させる際に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 13 条第 2 項中「同条第 4 項、第 10 条の 3 及び」を「同条第 4 項及び第 5 項、第 10 条の 3 並びに」に改める。

第 15 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「同条第 1 項各号」を「第 3 条第 1 項各号」に改める。

別表第 2 舞鶴赤れんがパークの項中「舞鶴市政記念館))」の右に「、赤れんがパーク駐車場(第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場)」を加え、同表備考中「3 月 1 日から 4 月 20 日まで」を「2 月 1 日から 4 月 30 日まで」に、「11 月 30 日」を「12 月 20 日」に改める。

別表第 2 の 2 中

「

赤れんが施設	午前 9 時から午後 10 時まで
--------	-------------------

」

を

「

赤れんが施設	赤れんが 2 号棟 (舞鶴市政記念館)	午前 9 時から午後 10 時まで
赤れんがパーク 駐車場	第 1 駐車場	全日
	第 2 駐車場	
	第 3 駐車場	

」

に改める。

別表第 6 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6 の 2(第 10 条の 2 関係)

赤れんがパーク駐車場利用料金

区分				利用料金
第 1 駐 車 場	普 通 自 動車等	定 期 利 用 以 外 の 利 用	特 定 日	(1) 30 分以内の場合 無料 (2) 30 分を超える場合 30 分を超える 1 時 間までごとに 100 円(24 時間につき 500 円 を上限とする。)
			特定日	日額 1,000 円を超えない範囲で市長が別に定 める額
			定期利用	
		バス		24 時間につき 1,000 円
	第 2 駐 車 場 第 3 駐 車 場	普 通 自 動車等	特定日以外の日	
特定日			日額 1,000 円を超えない範囲で市長が別に定 める額	

備考

1 「普通自動車等」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 3 条に

規定する自動車のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、積載物を含み長さ 5.0 メートル、幅 2.0 メートル、高さ 2.5 メートル、総重量 4.0 トン以下のものをいう。

- (1) 普通自動車に属する乗用自動車(バスを除く。)
 - (2) 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車
 - (3) 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車
- 2 「バス」とは、道路運送車両法第 3 条に規定する普通自動車のうち、専ら人を運搬する構造を有するもので乗車定員が 11 人以上のものをいう。
- 3 「定期利用」とは、あらかじめ期間を定めた利用をいう。
- 4 「特定日」とは、赤れんがパーク駐車場の利用の増加が見込まれる日として市長が別に定める日をいう。
- 5 赤れんがパーク駐車場を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合の利用料金は、無料とする。
- (1) 市の事務又は事業に係る用務のために、舞鶴市役所本庁舎に来庁する場合
 - (2) 舞鶴東体育館を利用する場合
- 6 特定日から引き続き特定日以外の日を利用する場合における当該特定日以外の日の利用料金は、1 時間までごとに 100 円(24 時間につき 500 円を上限とする。)とする。
- 7 定期利用の利用料金の算出において、月の中途に利用を開始し、又は利用を中止した場合における当該月分の利用料金は、日割計算により算出した額(その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。この場合において、日割計算をする日数が 15 日に満たないときは、15 日として計算するものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 備考の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

舞鶴赤れんがパークの維持管理に必要な経費に充てるため駐車場を有料公園施設とするとともに、舞鶴自然文化園のツバキ園及び紅葉園を有料公園施設とする期間を改める等所要の改正を行いたいので提案する。